○経済産業省令第二十一号

電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十二号）の施行に伴い、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二章第一節及び第四十条並びに商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令（平成四年政令第四十五号）第十二条の規定に基づき、並びにこれらの法令を実施するため、商品投資顧問業者の業務に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月十五日

経済産業大臣　林　幹雄

商品投資顧問業者の業務に関する省令の一部を改正する省令

商品投資顧問業者の業務に関する省令（平成四年通商産業省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第二号、第八条第三項第一号及び第二号中「物品」を「もの」に改める。

附　則

この省令は、電気事業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。